

別紙 アミーガはまゆり 利用者負担額一覧表(短期入所・介護予防短期入所)  
(令和3年8月改定)

●改定後利用料金

要介護度		介護保険分(一部負担分)						合計	居住費 食費
		短期入所生活介護費	加算/日				処遇改善		
			機能訓練体制	看護体制	夜勤職員配置	サービス提供体制			
介護サービス	要介護1	696	12		18	22	総単位合計に対し 6.0%加算	793	2,930円 <b>1,445円</b>
	要介護2	764	12		18	22		865	
	要介護3	838	12		18	22		943	
	要介護4	908	12		18	22		1,018	
	要介護5	976	12		18	22		1,090	
介護予防	要支援1	523	12			22	590		
	要支援2	649	12			22	724		

※その他必要に応じて、送迎加算(184円)、療養食加算(23円/日)が加算となります。  
※所得段階第1~3段階の方は、居住費・食費が減額となります。「介護保険負担限度額認定証」による。

●利用者負担額一覧(1日当たり 単位:円)

①介護保険分

負担割合	1割	2割(3割)	
要介護度	要介護1	793	1,586(2,379)
	要介護2	865	1,730(2,595)
	要介護3	743	1,886(2,829)
	要介護4	1,018	2,036(3,054)
	要介護5	1,090	2,180(3,270)
	要支援1	590	1,180(1,770)
	要支援2	724	1,448(2,172)

②居住費・食費負担分

	居住費	食費	居住費・食費計
第4段階	2,930	<b>1,445</b>	<b>4,375</b>
第3段階②	1,310	<b>1,300</b>	<b>2,610</b>
第3段階①	1,310	<b>1,000</b>	<b>2,310</b>
第2段階	820	<b>600</b>	<b>1,420</b>
第1段階	820	300	1,120

\*1日の利用者負担額は  
①+②の額となります。

\_\_\_\_\_ 円

●所得段階による居住費・食費の負担額

所得段階	適用要件(以下の他、資産要件あり)	負担額		資産要件 ※( )は夫婦
		居住費/日	食費/日	
第4段階	下記以外の方	2,930円	<b>1,445円</b>	—
第3段階②	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間120万円超の方	1,310円	<b>1,300円</b>	<b>500万円 (1,500万円)</b>
第3段階①	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80万円超120万円以下の方	1,310円	<b>1,000円</b>	<b>550万円 (1,550万円)</b>
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方	820円	<b>600円</b>	<b>650万円 (1,650万円)</b>
第1段階	・生活保護等を受給されている方	820円	300円	—